平成２１年（フ）第１４９号
茨城県神栖市神栖１丁目14番26号　斎藤アパート３号
債務者　仲山　義春
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１５０号
茨城県神栖市神栖１丁目14番26号　斎藤アパート３号
債務者　仲山小代子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１５２号
茨城県行方市内宿68番地１
債務者　大久保貞男
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１７９号
愛知県一宮市大和町苅安賀字更屋敷102番地１
債務者　赤羽　昌次
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１５４７号
京都府木津川市木津池田102番地14
債務者　中塚　　正
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３５号
京都市北区紫野中柏野町57番地
債務者　大原ミツヱ
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０４７号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地の１―23棟101号
債務者　松村　時彦
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０６８号
京都市右京区龍安寺衣笠下町35番地２
債務者　勢島タクシーこと　勢島　興司
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０７１号
京都市上京区下立売通大宮西入浮田町619番地２　コーポ栄屋202号
債務者　大城ユカリ
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７４９号
奈良県天理市西長柄町86―１　パークサイドコートⅡ201、住民票上の住所奈良県天理市東井戸堂町357番地８
債務者　木下　　保
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５０６号
香川県高松市元山町826番地７
債務者　合田　定美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２４４号
福島県いわき市三和町合戸字中山110番地
債務者　合津　公忠
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第６９０７号
大阪市平野区喜連西５丁目４番74号203
債務者　竹本　幸雄
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０８６号
大阪府寝屋川市池田１丁目11番27号
債務者　藤井　　清
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０８７号
大阪府寝屋川市池田１丁目11番27号
債務者　藤井さつき
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２７２号
大阪市平野区平野南３丁目11番４―801号
債務者　松木　良隆
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２９１号
大阪市住吉区住吉２丁目12番１号
債務者　古谷　和代
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６１３号
大阪市西成区千本中１丁目５番２号　グローリー岸里303号
債務者　玉置　重幸
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部